

がんばる「ふるさと」を応援して下さい。

ご存知ですか？『ふるさと納税制度』

～お知り合いに是非ご紹介下さい～

今金町ゆかりの方や今金ファンの方など、町外に住んでいても今金町のまちづくりに参画することができます。
今金町のまちづくりとあわせて『ふるさと納税制度』のＰＲに、町民の皆さんのお力をお貸し下さい。

■ふるさと納税制度とは？

◇『ふるさと納税制度』とは『寄附金控除制度』です。
◇今金町に寄附していただいた金額のうち、５千円を除く部分が所得税と住民税から控除される制度です。
◇全国どこにお住まいの方でも対象となります。
◇控除を受けようとする場合は住所地の税務署での確定申告が必要です。

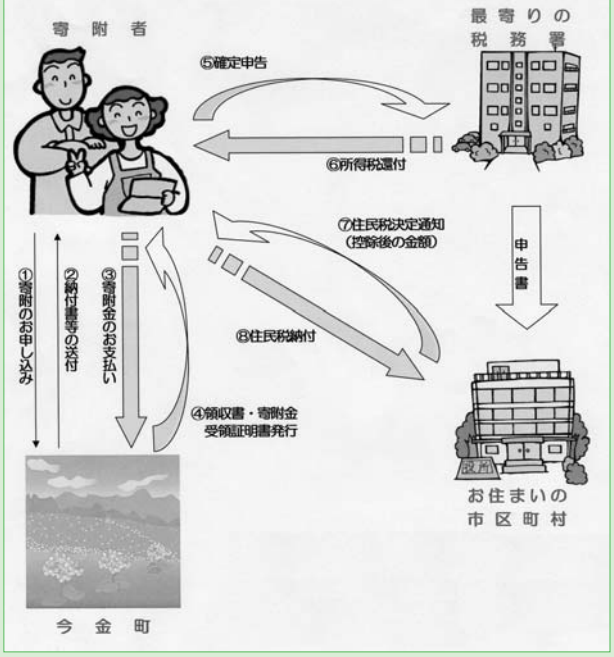
■寄附された方には

◇感謝の気持ちを込めて、ささやかですがお礼の品と寄附いただいた翌月から１年間、広報誌をお届けいたします。
◇『ふるさと夢づくり応援団』としてまちづくりへのご意見、ご提案をいただくなど末永いお付き合いをお願いします。

■寄附金の使い道は？

◇頂いた寄附金は次のまちづくり施策に役立てられます。
①教育及び少子化対策に関する事業（図書購入や人材育成、乳幼児施策など）
②国内及び国際的な交流に関する事業（国際交流事業など）
③福祉及び医療に関する事業（高齢者、障がい者、医療施策など）
④環境保全に関する事業（森林整備、河川保護など）
⑤産業の振興に関する事業（農商工業、観光振興施策など）
⑥文化及びスポーツの振興に関する事業（芸術文化活動、スポーツ振興など）
◇特に要望のある場合は、これらの事業分野などから使い道を指定することができます。

《ふるさと納税制度のイメージ（源泉徴収の方の場合）》



■税の控除額は？

【モデルケースⅠ】

・夫婦＋子２人　・年収500万円
・住民税年額23万円の方が３万円寄附した場合

住民税と所得税から合計25,000円を控除
（5,000円を超える部分を全額控除）

【モデルケースⅡ】

・夫婦２人世帯　・年収1,000万円
・住民税年額60万円の方が10万円寄附した場合

住民税と所得税から合計89,700円を控除
（一定限度を超えるため全額控除とはならない）

※控除される金額は世帯の状況によって異なりますが、住民税額の１割～1.5割程度が上限となります。

お問い合せは総務財政課総務グループまで